

合併浄化槽の補助金制度が変わります

浄化槽を設置したら必ず法定検査を受けましょう

市は、これまで建売を
除く一般住宅や共同住宅、
戸建借家、地域集会所等へ
の合併浄化槽設置を対象
に補助を実施してきました
が、国の補助金制度変
更に伴い、令和2年度か
ら補助対象の一部が変
りました。主な変更点は
下表のとおりです。

■浄化槽設置後は法定検査を

浄化槽法では、浄化槽管
理者（設置者）に保守点検・
清掃・法定検査の3つの
義務を定めています。「保
守点検・清掃」と併せて「法
定検査」は必ず受検しな
ければなりません。維持
管理の契約書に法定検査
が含まれているか確認し
てください。また、浄化
槽を使わなくなったとき
は、南筑後保健福祉環境
事務所へ浄化槽使用廃止
届を提出してください。

【問】市生活環境課浄化槽推進係（77・8483）



区分	現在の設備 住居など	具体例	市の補助制度	
			変更前	変更後
新築	合併浄化槽 (全部転居) (更新)	合併浄化槽付住宅に居住していた世帯が、新たに合併浄化槽付住宅を建築し、世帯全員で移住する場合や古い合併浄化槽を廃止して新しい合併浄化槽を設置する場合	○	×
	賃貸物件	アパートや戸建借家などの合併浄化槽付賃貸物件を新築する場合	○	×
改築	賃貸物件	アパートや戸建借家などの単独浄化槽または汲み取り便槽を合併浄化槽に転換（改築）する場合で、居住者（賃貸借契約に基づく賃借人）がいない場合	○	×

■補助対象の変更一覧表

区分	現在の設備 住居など	具体例	市の補助制度	
			変更前	変更後
新築	合併浄化槽 (全部転居) (更新)	合併浄化槽付住宅に居住していた世帯が、新たに合併浄化槽付住宅を建築し、世帯全員で移住する場合や古い合併浄化槽を廃止して新しい合併浄化槽を設置する場合	○	×
	賃貸物件	アパートや戸建借家などの合併浄化槽付賃貸物件を新築する場合	○	×
改築	賃貸物件	アパートや戸建借家などの単独浄化槽または汲み取り便槽を合併浄化槽に転換（改築）する場合で、居住者（賃貸借契約に基づく賃借人）がいない場合	○	×

■補助金額一覧表

区分	補助限度額	備考
5人槽 (延べ床面積130㎡以下)	新築	33万2000円 補助基本額
	改築（既存設備撤去なし）	53万2000円 基本額+上乗せ
	改築（既存設備撤去あり）	63万2000円 基本額+上乗せ+増額
7人槽 (延べ床面積130㎡超)	新築	41万4000円 補助基本額
	改築（既存設備撤去なし）	61万4000円 基本額+上乗せ
	改築（既存設備撤去あり）	71万4000円 基本額+上乗せ+増額
10人槽 (二世帯住宅・共同住宅等の改築)	新築	54万8000円 補助基本額
	改築（既存設備撤去なし）	74万8000円 基本額+上乗せ
	改築（既存設備撤去あり）	84万8000円 基本額+上乗せ+増額

※100人槽を超える場合は、補助対象外。また（既存設備撤去あり）の対象は、50人槽以下の場合。

児童の交通安全を願って

市内の小学校と特別支援学校に入学する新入生に交通安全グッズを寄贈

小学校などの新学期が
始まる4月を前に、県ト
ラック協会筑後支部柳川
分会や市交通安全協会、
市交通安全推進協議会の
役員らが市教育委員会を
訪問。児童の交通安全を
願って、市内小学校など
で使う傘や横断旗などの交
通安全グッズを寄贈しま

した。
県トラック協会筑後支
部柳川分会（下川暢洋分
会長）は3月23日、通学
路で使う黄色い横断旗
110本を市内小学校に
寄贈しました。今年は横
断旗のデザインに市のマ
スコットキャラクター「こ
つぱりー」を採用。同分

会は、10年以上寄贈を続
けており、下川分会長は
「地域での保護者の見守り
に役立ててもらえれば」と
話しました。
また、市交通安全協会
（江口吉男会長）は、3
月30日、4月から市内の
小学校や県立柳河特別支
援学校に入学する児童
519人に、ランドセル



▶横断旗を寄贈した県トラック協会筑後支部柳川分会の役員



▶ランドセルカバーと傘を寄贈した市交通安全協会の役員

カバートと安全傘を寄贈し
ました。これは、登下校
での新1年生の交通安全
を願って同協会が毎年贈
っているもの。交通事故
の被害に遭う児童が減る
ようにとの思いが込めら
れています。
さらに同日、市交通安
全推進協議会（金子市長
が会長）は、歩行者用反
射材を寄贈しました。寄
贈された交通安全グッズ
は、入学式で児童に渡さ
れます。

【問】学校教育課総務係（77・8862）

住宅取得で5万円分の商品券をもらおう

U-45マイホーム取得支援を今年度から5年間実施

市は、定住を促進するため、住宅を取得した若い世代
に対して、やなば加盟店で使える5万円分の商品券を交
付する「U-45マイホーム取得支援事業」を今年度も実
施します。

今年中に住宅を取得した人は、今年度までに申請する
必要がありますので、早めに申請してください。なお、
この事業は、令和6年度までの5年間行う予定です。

●申請方法

- ①住宅を取得した年の翌年3月31日までに受給資格認定申請書を提出
 - ②翌年5月に固定資産税納税通知書が届いたら奨励金交付申請を提出
 - ③奨励金（5万円分の商品券）を交付
- ※申請書類などは、市公式サイトで確認してください。



市公式サイト

●対象 令和2年1月2日～令和3年1月1日までに市内の住宅を取得した45歳以下の人

【問】市企画課総合戦略推進係（77・8179）



ヘルスマイト養成講座に参加しませんか

食生活の改善や健康づくりについて学ぼう

市は、食を通じてボランティア活動をするヘルスマイトの養成講座を開講します。食や健康づくりに関心がある人の受講をお待ちしています。健康づくりや食生活について学び、講座で得た知識を家庭や地域で生かしてみませんか。

- 受講期間 6月12日（金）～来年3月5日（金）の月1回（全10回）、午前9時30分～11時30分、実習時は午後0時30分まで
- 会場 水の郷
- 募集人数 先着20人

※定員になり次第締め切ります。

- 受講資格 1年間を通じて講座を受講でき、講座修了後、食生活改善推進会に入会して地域での健康づくり活動ができる人
 - 受講料 無料（テキスト代1000円、別途実習費は自己負担）
 - 受講内容 食生活や健康づくりについての講義、調理実習など
 - 申込期間 4月20日（月）～5月29日（金）
- 【問】市健康づくり課健康係（77・8536）